

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第9条の2の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年5月13日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

1 指定した事務

新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立柿崎病院、新潟県立十日町病院、新潟県立精神医療センター、新潟県立津川病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立坂町病院において、納入義務者の委託を受けて診療費等の収入を納付する事務

2 指定納付受託者の住所及び名称

(1) 東京都文京区本郷3丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社

(2) 東京都港区南青山5丁目1番22号

株式会社ジェーシービー

3 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで